

<添付書類3>

孔子学院奨学金の年度審査・評定方法(参考訳)

(※APU 孔子学院では一年以上中国で留学する学生を推薦しない＝最長でも 11 か月間＝ので、以下の内容は直接関係しないが、参考までに翻訳する)

第一条: 孔子学院奨学金の管理効果と奨励目的を十分に発揮するために、『孔子学院奨学金管理弁法』の規程に基づき、孔子学院年度審査・評定制度を実施し、特にこの弁法を制定する。

第二条: 年度審査・評定は学習期間が一年以上の在学奨学生に対して一年に一度行われる審査・評定作業を指す。対象となる奨学生は中国語国際教育修士課程専攻の大学院生、一年間の研修＋中国語国際教育修士課程専攻の大学院生、中国語国際教育の学部生の3種類の奨学生とする。審査・評定は奨学生が入学した翌年(第2年度)からスタートし、留学期間が終了するまでとする。中国語国際教育修士課程専攻の大学院生、一年間の研修＋中国語国際教育修士課程専攻の大学院生、中国語国際教育の学部生はそれぞれ第一次、第二次と第三次の評価・審査に参加し、条件に合致する者は次の一学年の奨学金を引き続き受け取ることができる。

第三条: 受入れ大学側では本規程に基づき、審査・評定作業グループを組織し実施する責任を負う。省、市、自治区、直轄市の教育庁(または教育委員会)は当該地区の奨学生の年度審査・評定に協力する。

第四条: 受入れ大学では奨学生の学習成績、総合的表現力および中国語能力を全面的に測定しなければならず、比較評定の基礎のもと、審査・評定の提案(全額奨学金とするか部分奨学金とするかそれとも奨学金の給付を停止するか)を提出するものとする。

1. 学習成績:

審査の範囲には第一学期の期末試験と第二学期の中間試験の成績が含まれる。引き続いて全額奨学金の受給資格を受ける者は、それぞれの学科の成績の平均が「優秀」レベル(85点)に達していなければならない。また部分奨学金の受給資格を受けるものはそれぞれの科目の成績の平均が「良好」レベル(80点)に達していなければならない、そのうち成績が「良」よりも低い科目は2つを超えてはならない。

2. 中国語の能力は合格レベルに到達していなければならない。

「中国語国際教育修士課程専攻の大学院奨学生」は HSK(6級)180 点以上、HSKK(中級)70 点以上に達していなければならない。

「一年間の研修＋中国語国際教育修士課程専攻の大学院奨学生」は 2 回の中国語能力審査で、第 1 回目が HSK(5級)180 点以上、HSKK(中級)60 点以上、第 2 回目が HSK(6級)180 点以上、HSKK(中級)70 点以上でなければならない。

「中国語国際教育の学部奨学生」の場合は、毎回の中国語能力審査で、第1回目がHSK(5級)180点以上、第2回目がHSK(5級)240点以上、第3回目がHSK(6級)180点以上で且つ毎回のHSKK(中級)試験に参加しなければならない。HSKK(中級)の成績は参考とする。

3. 総合表現力

審査の範囲には学習成績の総合順位(序列)、学習態度、言行、出席状況等の要素が含まれる。引き続き奨学金受給資格を受ける者は、その評価が「優秀」でなければならない。そのうち、中国語国際教育専攻の修士課程奨学生は再度「孔子学院奨学生承諾書」(中国語で内容記載)を提出しなければならない。

第五条:以下のどれかひとつでも当てはまる者は孔子学院奨学金の給付を停止する。

1. 中国の法律法規および大学の規則に違反し、処分を受けた者
2. 各科目の平均成績が良好レベルに到達していない者
3. 転校あるいは休学を申し出た者
4. 年度審査・評定に参加しない者
5. 理由なく HSK および HSKK の試験を受けなかった者、或いは試験の結果が合格レベルに達しなかった者

第六条: 学習期限内において、いったん奨学金の給付を停止されていた者、部分奨学金を獲得している「一学年+中国語国際教育修士課程専攻大学院生」、部分奨学金を獲得している学部生が「優秀」あるいは「良好」レベルに達している場合、次年度の審査・評価のなかにおいて全学奨学金あるいは部分奨学金を獲得することができる。

第七条:「漢語橋」中国語スピーチコンテストの入賞証明書類をもとに入学する学部生、普通修士課程院生、博士課程院生が年度審査・評価に参加する場合、受入れ大学がその教学養成計画と結び付けたうえで、上記の基準に照らし合わせて執行するものとする。

第八条:審査・評定の手順

1. 受入れ大学は審査・評定内容に関する内容を適当な方法で当該年度に審査・評定に参加しなければならない奨学生に周知し、学生が HSK 試験や HSKK 試験に間に合うよう条件を整備する。
2. 受入れ大学は孔子学院奨学金管理システム(<http://cic.chinese/cn>)にアクセスし『孔子学院奨学生年度審査・評定表』(以下、『審査・評定表』と称す)をダウンロードして、学生に配布して必要事項を記入させる。
3. 受入れ大学は奨学生の審査内容を公開し、且つ 6 月 20 日までに審査・評価の総括を『孔子学院奨学生年度審査・評定、HSK 試験成績登録票』、『孔子学院奨学生の審査・評定情報総括表』、部分奨学生の『審査・評定表』、奨学金停止学生の『審査・評定表』とともに、正式な書類として漢弁に送付するとともに、現地の教育庁(または教育委員会)にコピーを送付しなければならない。
4. 漢弁は受け入れ大学が提出してきた資料をもとに審査・評定意見を確定させ、且つ 7 月 15

日までに審査・評定結果を各地の教育庁(または教育委員会)ならびに受け入れ大学に通知する。『孔子学院奨学金審査・評定結果名簿』は受け入れ大学側で公布するとともに、奨学金給付停止者の状況についてその奨学生の推薦機構に連絡しなければならない。

第九条:本弁法は公布の日より施行する。

孔子学院本部／国家漢弁

2017年2月21日

(翻訳者:APU 孔子学院長 杉田欣二)